

令和2年6月10日策定
令和2年8月28日改定
令和2年9月30日改定
令和3年3月9日改定
令和4年10月18日改定

県立神奈川近代文学館における 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、公益社団法人日本図書館協会が定めた「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」（令和2年5月26日更新）等を参考として、県立神奈川近代文学館として実施すべき基本的な対策を整理し、記載したものである。

1 総論

- 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、せき等、かぜの諸症状、その他感冒と判断できる症状の方の入場を制限する。
- マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底を、職員及び事業者等の来館者へ周知し、掲示する。
- 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- 人との接触を避け、1～2mを目安に対人距離を確保する。
- 感染防止のため、来館者が密にならないように対応する。
- 施設の換気、消毒を適切に行う。
- 他者と共有する物品、または手が触れる場所を適宜消毒する。
高頻度接触物品等の例：
カウンター、テーブル、椅子、ドアノブ、スイッチ、キーボード、タブレット、
タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、手すり、ロッカー、トイレなど
- 受付など人と人が対面する場所は、アクリル板などで遮蔽する。
- 椅子の配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 感染発生を確認した場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により業務に影響が生じた場合は、所管課等と協議し、必要な対応を講じる。
- ホームページにより、発熱（37.5℃以上）や風邪、味覚嗅覚障害の症状の方、身近に感染者のある方などの来館を控えるよう周知する。
- 展示室は入場者数が多くなった場合、入場制限を行う。
（同時入場者数100人程度を目安とし、展示室内が混雑した場合は入場を制限）
- 神奈川県が発行する感染症防止対策取組書を掲示し、来館者に対して「LINE コロナお知らせシステム」への登録を促す。

2 来館者の安全確保のために実施すること

- 入館時（展示室、閲覧室、ホール、会議室共通）
 - ・ 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方には入館の自粛をお願いする旨の掲示を出す。
 - ・ 手指消毒を徹底する。マスクの着用は国の指針に従うが、原則としてマスクの着用を勧

め、マスクを持参していない来館者には、当方が提供するマスクを着用して貰う。

- ・ 受付等で列に並ぶ場合、十分な間隔をあけるよう案内する。
- ・ パンフレット等の配布物を原則として手渡しせず、据え置き方式とする。手渡しで配布する場合は、事前の手指消毒を徹底し、飛沫や接触等の感染症対策に十分配慮して行う。

○ 閲覧・観覧時

- ・ 常に人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- ・ 展示室・閲覧室内の私語自粛など鑑賞ルールを掲示する。
- ・ 展示ケース等への接触は出来る限り避けて貰う。
- ・ 展示観覧時はグループを作らず、分散しての鑑賞を呼びかける。
- ・ 図書・資料の利用等にあたり、閲覧カウンターには飛沫防止の亚克力板等を設置するなどの対策をとる。

○ 自館主催イベント開催時

- ・ (講演会等では) 演壇上に亚克力板等を設置し、飛沫拡散防止対策を施す。
- ・ イベント入場者数は、感染拡大の状況と国および神奈川県の方針に基づく基準の範囲内で安全に運営できるよう、必要な感染症対策を講じたうえで、その都度座席配置や定員(収容人数)を定める。
- ・ 職員は来館者対応の際にマスク、状況に応じてフェイスシールドやプラスチックグローブ等を着用する。
- ・ 非接触型体温計でイベント来場者全員を検温し、体温37.5℃以上、平熱より1℃以上高い方は再度通常の体温計で検温。再測定でも37.5℃以上、平熱より1℃以上高い来場者には入場をお断りする。
- ・ イベントの入場者には手指消毒、マスク着用を徹底して貰い、何らかの事情でマスクが着用できない方には、代替手段での聴講をご検討いただく。

○ ホール及び会議室の利用(一般利用、自館主催イベント共通)

- ・ 利用者数は、感染拡大の状況と国および神奈川県の方針に基づいて、以下の項目を遵守できる範囲内で安全に運営できるよう、座席配置や収容人数を計画する。
- ・ 配席については、主催者側で客席状況を管理調整できるようにする。
- ・ ホール、会議室は法令に則った、十分な性能を備える空調システムにより換気を行っているが、密閉を避けるために適宜扉を開放するなど、より効果的な換気ができるようにする。
- ・ ホール利用の際に演壇上の飛沫防止策を行わない場合は、発声を伴うアクティビティエリアから観客の最前列までを(水平方向で)2メートル程度確保すること。
- ・ 貸会議室での茶器の共用(貸し出し)は当面中止する。
- ・ 食事を行う際は会話を減らすよう呼びかける。
- ・ ホール、会議室の利用が終了した際はマイクセット等備品及び室内の手すり、(布部分を除く)椅子、ドアノブ等を消毒する。
- ・ 展示館エレベーターの利用時に3密とならないよう注意喚起の掲示をする。
- ・ 各イベントの主催者に参加者(来場者)の連絡先を把握するよう呼びかける。

○ その他

- ・ 当面の間、多人数のグループで来館された方は分散入場に協力して貰う。
- ・ 感染のおそれがある来館者には、他者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。重篤な場合は、救急車到着まで、他者と接触しない(展示館内の)休養場所等で待機させる。

- ・ 現金授受の際は、直接手渡ししない。

3 職員の安全確保のために実施すること

○ 始業時

- ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- ・ 発熱（37.5℃以上、平熱より1℃以上高い場合）、息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤せず自宅で待機する。
- ・ 手洗い、うがい、マスクの着用等を徹底する。
- ・ 高頻度接触部位や来館者が触れる箇所を消毒する。

○ 開館中

- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ タッチパネル等、来館者が頻繁に触れる箇所、部分を頻繁に清拭する。
- ・ 入場制限をかけた場合の一時待機場所を用意する。
- ・ 体調不良を訴える来館者には、（展示館内の）休養場所等の利用を案内する。
- ・ もぎり、監視の職員はマスクの着用や手指の消毒などの対策を講ずる。

○ 閉館時

- ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

4 施設管理

○ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒する。
- ・ （蓋がある場合は）トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ 休憩スペース

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、会話は極力避けて貰う。
- ・ 常時スペース内の換気に努める。
- ・ リスク評価に基づきテーブル、椅子等、共用物品の消毒を行う。
- ・ 休憩用ベンチの数を減らし、距離を保って利用して貰う。

○ 喫茶室

- ・ 事業者と適宜情報交換を行い、連携を図りながら対応する。

○ 換気

- ・ 全館、法令に則り十分な性能を備える空調システムにより、必要換気量を確保している。ホール、展示室については、CO2濃度を常時監視し、自動制御により適切な換気を行っている。

○ その他

- ・ 水飲み場など一部の設備や施設等の使用を制限する。

5 ゴミ処理、清掃・消毒

- 鼻水、唾液などが付いたゴミ、使用済みマスク・手袋はビニール袋に入れて密閉する。
- ゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。

- 不特定多数が触れる箇所を開館前と開館中に適宜清拭消毒する。

6 感染が発生した際の連絡体制

施設の利用者や文学館従事者において感染が判明した場合、保健所及び当施設を所轄する神奈川県国際文化観光局文化課ならびに関係する利用者に対し、必要な情報提供を迅速に行う。また、保健所などの指示に従って、施設設備の消毒など必要な処置を行う。個人情報の取り扱いにあたっては各種規程に基づき細心の注意を払う。

7 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインの改定は、新型コロナウイルス感染症の収束状況（再蔓延も含む）や知見等により、適宜改定されるものとする。

- 2020年9月30日改定にあたって
国の方針や神奈川県の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針(令和2年9月15日改定)」に示されたイベント開催制限の緩和に基づき、本ガイドラインを改定する。
- 2022年10月18日改訂にあたって
国や神奈川県の方針や日本博物館協会、日本図書館協会、公益社団法人全国公立文化施設協会のガイドライン改訂に基づき、本ガイドラインを改定する。